

はしがき

6年前の平成28年、相続診断士28名の方にご協力いただき、「争族図鑑 相続で崩壊する家族39パターン」を出版して以来、12月1日の「笑顔相続の日」に合わせて、毎年1冊ずつ、相続のさまざまな事例を集めた書籍を上梓してきました。

・平成29年 『笑顔で相続をむかえた家族50の秘密』（相続診断士50名執筆）

・平成30年 『家族を「争族」から守った 遺言書30文例』（相続診断士30名執筆）

・令和元年 『家族を「争族」から守った 遺言書30文例パート2』（相続診断士30名執筆）

・令和2年 『これだけはやっちゃダメ！ 相続対策の「御法度」事例集』（相続診断士30名執筆）

・令和3年 『良い相続・悪い相続 チャートで把握する相続危険度』（相続診断士30名執筆）

6年間に6冊で209の事例を発表させていただきましたが、これほどまでに生々しい事例が掲載されている本は、他では目にするのができないと自負しています。

そして7冊目の今回は、「家族に迷惑をかけない 死ぬまでにやっておくべき生前対策30事例」です。

人生100年時代といわれている昨今、身内に迷惑をかけるためにも、安心して長生きするためにも、相続の生前対策は重要です。相続診断士の皆様にご協力いただき、学びの多い生前対策の30事例をご紹介します。

相続診断協会も11周年を迎え、相続対策の中心も、①納税資金（相続税）と②遺産分割から、①と②に加え

③認知症の問題に変わってきています。

相続税と贈与税の一体課税の議論も再開されそうであったり、今後の税務調査では借入不動産対策についての最高裁判決の影響も大きくなりそうです。その他にも空き家問題、引き取り手のいない不動産問題、おひとりさま問題、墓じまいなどのお墓問題、LGBT問題など、ますます複雑になっています。そして、同じ家族構成や似たような財産状況でも、満足する解決策はまったく違う方法ということも珍しくはありません。

相続問題は多種多様で、相続対策には正解がありません。相続対策は、本当に難しい問題です。

ぜひ、本書と以前の6冊の239事例を参考としていただき、ご自身の相続を笑顔相続につなげていただければと思います。

相続の実務においては、まだまだ民法900条（法定相続分）の条文どおり、「法定相続分どおり遺産をもらって当然」という固定観念があるようですが、民法906条（遺産の分割の基準）では、「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをす」と定めており、法定相続分どおり分けることを前提とはしていません。

また、相続人である子どもたちにとって、受け取りたい財産は、「駅前の収益不動産」など、皆同じであり、分けることが困難な財産がほとんどです。すべての財産を共有にでもしない限り、法定相続分どおりに分割することは極めて困難です。子どもたちに遺産分割を委ねることはとても危険なのです。だから遺言が大切なのです。

しっかりと法律を遵守した遺言を遺し、「誰にどの財産を受け継いでほしいか」を確実に遺してください。こ

の時重要なことは、すべての財産の受取人を定めることです。一部でも遺産分割をしないと分けられない財産があると、そこでもめごとが起こりがちです。そして、なぜその財産を受け継いでほしいのかという理由を明確に遺します。

「お墓や近所づきあいも含めて、長男には先祖代々の自宅を引き継いでほしい」

「次男には家業を守り、従業員を守ってほしいので、自社株を受け取ってほしい」

「長女には、お母さんの面倒をみてほしいので、自宅兼収益アパートを受け取ってほしい」

「子どもたちは、皆同じだけ愛している。遺産の金額の差は、役割の差である」ということをしっかりと伝えることが大切です。

相続診断協会では、「想いを遺し伝える」ことを提唱し、「何を大切に生きてきたか？」「どのような想いを受け継いでほしいか？」を生前に伝えることを推奨しています。残された財産は、ご両親や祖先が「知恵と時間と情熱」をかけて築いた「命」そのものです。相続というのは、「もの」を引き継ぐだけではなく、「命」を引き継ぐものです。「大切にしてきた考え方」や「生き様」とともに、「命」の結晶としての「財産」を引き継いでいきます。

家督相続制度は、現代にはなかなかそぐわないと思いますが、長男には長男の役割、次男には次男の役割、長女・次女には長女・次女の役割があります。その役割に応じて役割とともに財産を受け継いでいく、「役割相続」という考え方が、これからの相続には重要です。

相続診断士の皆様は、日々、笑顔相続の実現のお手伝いをされています。本書では、30の実例をご紹介しますので、ぜひご自分と近い事例をお探しいただき、笑顔相続の参考にしていただければと思います。

本書は、「遺産相続争いは、親の人生を冒流する最も悲しい社会問題」の解決の一助になることを願い、魂を込めて執筆いたしました。

これまで同様、相続診断士の皆様にご協力いただき、現場で起こっている相続をプライバシーに配慮しながら、わかりやすく解説いたしましたので、事実とは異なる部分がございます。

また実際の現場では、弁護士法や税理士法などに抵触しないように、各士業と連携を取りながらコンプライアンスを遵守し活動しています。

本書の執筆にあたり、(株)日本法令の竹渕学さん及び田村和美さんに多大なるご協力をいただきました。この場を借りて、お礼を申し上げます。

令和4年11月

一般社団法人相続診断協会 代表理事 小川 実

第1章 遺言書

事例1 子どものいない夫婦の相続

↳ 遺言書がなかったばっかりに……

小笹 美和 2

事例2 思いをつなぐ遺言書にするために

↳ 口に出さない気持ちを話すことの必要性

上田 静香 9

事例3 自治体と大学に遺贈寄付する遺言を作成

↳ 祖父や父とのつながりを未来に残せることが嬉しい

齋藤 弘道 17

事例 4

ギリギリ間に合った姉夫婦の遺言

～当事者との事前確認の大切さ

堀口 実 24

事例 5

遺言書での再会

～50年の時を経て

泉田 陽介 32

事例 6

遺言・財産管理の大切さ

～相続現場の難問、使途不明金紛争を避けるため

西村幸太郎 39

事例 7

平等・公平な遺言書の書き方

～一つとして同じ家族はないからこそ

伊佐 明浩 46

第2章 エンディングノート

事例 8

人生を振り返る大切な時間

↳ エンディングノートだからこそ発見できる「本当の自分」

中村麻佑子

54

事例 9

エンディングノートで相続対策

↳ コミュニケーションに活用

浜田 政子

62

第3章 認知症対策

事例 10

良かれと思ってしたことが仇に

↳ その反省を活かしたおひとりさま親族への相続対策

安井 正幸

72

事例 11

遺言を遺し、いまは安心した生活

↳ 相続人が長生きするとは限らない

上田 亨 79

事例 12

介護難民と任意後見契約

↳ 「おひとりさま」をサポートする地域支援の輪

山田 恵 86

事例 13

ともに人生を歩む

↳ 目の前の相手の人生にしっかりと寄り添う

徳武 聡子 95

第4章 相続税・遺産分割・事業承継

走れば躓いた遺言書

↳ 遺言無効確認訴訟と遺留分侵害額請求訴訟

大石 誠 104

事例 14

事例 15

曖昧なまま残すのは迷惑この上ない

〜本人しか知らない情報がもめごとの原因になることも

岩田 悦幸

111

事例 16

共有不動産の解消

〜相続対策としての家族会議の大切さ

菅井 之央

117

事例 17

交流のない兄弟の家族会議

〜第三者が入ることですムーズになることも

辰巳 博

124

事例 18

生前贈与の持ち戻し

〜生前対策は広い視野でさまざまな手段を考慮して

竹山 博之

132

事例 19

家族が安心できる対策方法の考え方

〜見落としがちな観点とヒアリングの重要性

藤井利江子

139

第5章 身の回りの整理

事例 20

手がかりのない空き家対策

～大切なことを伝える大切さ

菊池 聖雄

148

事例 21

唯一の親族すらも頼らない逝き方

～相談者の希望をかなえる提案の難しさ

勝又美和子

155

事例 22

思いもよらぬ知らせ

～不慮の事故でも相続手続きは待っててくれない

清友 洋平

163

事例 23

相続人特定のための改製原戸籍謄本

～相続手続きには必要な出生からの戸籍取得

米田 穰

170

果たせなかった父の想い、固まった母の決意

↳時にはリスクを強調して覚悟を促すことも必要

寺門美和子

178

第6章 不動産・信託

小地主（ブチ富裕層）の相続対策

↳物件の価値を知ることにより相続対策は一気に進む（かも）

芳賀 則人

188

老朽化・土壌汚染された借地

↳収益不動産の时限爆弾

塚本 英樹

196

みんなの笑顔のために「シニアソロ活」

↳安心して長生きしましょう

佐藤 和也

203

第7章 葬儀・お墓

供養の困惑

～家族ごとに最適な埋葬方法を選択

吉田 史織

210

事例 29

子のいない夫婦の墓はどうすべきか？

～親族も含めた話し合いの重要性

柴崎富美江

218

事例 30

おひとりさまの喪主代行を経験して思うこと

～「知識は礼儀」。学び続けることの大切さ

一橋 香織

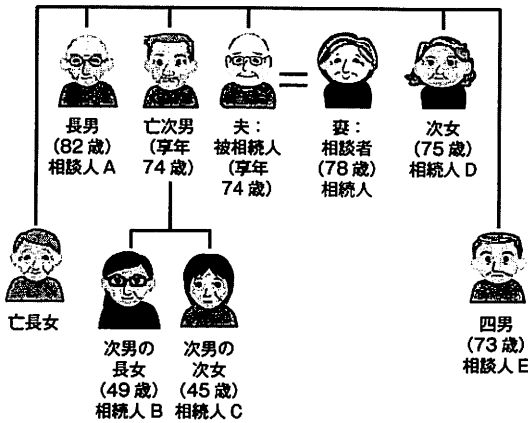
224

編著者一覧

巻末 ①

第1章 遺言書

<家系図>



<主な財産状況>

- ・ 自宅不動産 (分譲マンション) 500万円
- ・ 預貯金 1,000万円
- 合計 1,500万円

●事例 1●

子どものいない夫婦の相続
遺言書がなかったばかりに…

上級相続診断士

小笹

美和

1 相談の経緯（相続人・相続財産等の状況）

被相続人は夫、相談者は妻。相談者は夫の死後、体調を崩し入院、身体状況の悪化から車いすでの生活となり、現在は、自宅であるマンションでの一人暮らしは困難との判断から、施設に入所となりました。夫婦の間には子どもはおらず、相続人は相談者である妻と、夫のきょうだいです。夫のきょうだいは、兄（長男）である相続人A、次男の兄が先に死亡していたため代襲相続人である相続人B（次男の長女）と相続人C（次男の次女）、妹（次女）である相続人D、弟（四男）である相続人Eがいて、全員の6名で、相続の手続きをしないとしない状況でした。

相談者は施設入所中で、マンションの名義変更や預貯金の解約などの相続手続きは手付かずの状態で、相談者の実姉が代わりに銀行の窓口に行きましたが、相続人でない姉では預貯金の解約手続きができないことを知り、銀行の紹介で弊社に相談にきました。まず、相続人ではない実姉からの相続手続きの受任はできません。相続人である相談者と面談。幸い施設入所中ではありませんでしたが、認知症からの判断能力の低下はなく、意思確認もでき、相続人である相談者から、死後事務サポートの受任に至ることができました。

2 このケースにおける問題点

このケースの一つ目の問題点は、相談者の体調不良です。

相談者にヒアリングを重ねると、夫が亡くなったときは自分も体調が悪く、お葬式も親族を呼ばずに執り行ったそうです。夫が亡くなったことを、夫の死後2週間経ってから夫のきょうだいに連絡を取っただけで、その後、相続のことについては一切連絡をしていないことがわかりました。そのときはすでに夫の死後7か月が経過していました。この7か月の経過について相談者は、夫を亡くしたことで体調が悪化し、救急搬送で入院後リハビリ病院に転院し、老人保健施設に入所してしまっただけで、自分から連絡を取ることができなかった、と話されました。

二つ目の問題点は、夫が遺言書を作成していなかったことです。

遺言書がない場合、夫の相続人すべてで話し合い遺産分割協議を行っただけで、遺産分割協議書の作成が必要です。遺産分割協議書の作成のためには、夫のきょうだいに協力してもらわなければならない。相談者に確認すると、夫のきょうだいとは、疎遠ではないが長年連絡を取っていないきょうだいもあり、連絡を取るが大変かもしれない、とのことで、遺産分割協議の難航が予想されました。

3 対応策とその結果

(1) 相続人の確定と相続財産の確定

相続手続きを進めるために、土業の先生に相続人調査と相続財産の確認を依頼しました。

遺産分割協議を行うためには、まず被相続人である夫の相続人を確定させる必要があります。被相続人の出

生から死亡までの戸籍をたどり、きょうだい相続の場合は、直系尊属である父母、祖父母の戸籍を確認し、今回の場合は、被相続人の夫よりも先に次男が亡くなっており、次男の子が代襲相続人であるところまで確認が必要で、戸籍収集に時間を要しました。

(2) 相続人であるきょうだいへの連絡

連絡の取れないきょうだい2人には、まず住所地に相続手続きへの協力をお願いを記載した手紙を郵送して、反応をみることにしました。郵送後、連絡もなく反応はありませんでした。

一方で、相談者と仲良く話せる間柄のきょうだいがいるとの聞き取りから、連絡が取れるところから連絡を行いました。そのきょうだいに、相談者が入所していて連絡が取れなかったこと、きょうだいが相続人になることを説明すると、びっくりされながらも、2人で築いた財産は、相談者が全財産を取得することでもいい、との返答でした。また、他のきょうだいから連絡の取れないきょうだいへ連絡を取ってもらうことができ、他の2人も連絡が取れて状況を説明したところ、全財産を相談者が取得する内容の遺産分割協議でよいとの返答でした。これで、相続人・代襲相続人すべてから取り分ゼロの回答を得ることができ、遺産分割協議書の作成に至ることができました。

(3) 相続人E(弟)からの突然の連絡

しかし、遺産分割協議書の作成をしている最中に、相続人のE(弟)から連絡が入りました。話を聞くと、以下のような申し出でした。

・遺産分割協議書への実印の押印と印鑑証明書の提出を行いたくない

・相続財産の中に、債務がないと聞いてはいるが、あとからもし債務が出てきた場合のことを考えると、「相続放棄」のほうがよいのではないかと思う

・きょうだい全員その意向だから、遺産分割協議ではなく相続放棄の手続きを行ってほしい

■協議分割での取り分ゼロと相続放棄の違い

遺産分割協議によって、被相続人の遺産を相続人で分割することを協議分割といい、各相続人の取り分を決めることとなります。必ずしも法定相続分で分割する必要がなく、話し合いで取り分がゼロとなる人がいることもあります。

相続放棄は、はじめから相続人ではないものとして、他の遺産を引き継がない代わりに、債務も引き継がないでよくなります。もし債務があったら、相続放棄しているのであれば、それを理由に債務の返済を拒むことができます。

協議分割で取り分ゼロであったことは、債務返済を拒む理由とならないため、協議分割で債務を相続した相続者が返済できなかった場合、取り分ゼロでも、債権者から他の相続人に請求されることもあります。

今回の場合は、他のきょうだいが相続放棄を行った場合、妻のみが相続人となるため、きょうだいが相続放棄の手続きを行っても問題はなく、相続人Eより申し出のあった相続放棄の手続きを行うことになりました。相続人E以外の相続人にも確認したところ、相続放棄のほうがいいとの回答となり進めることとなりました。

(4) 相続放棄の手続き

相続放棄の手続きには期間の制限があります。被相続人が亡くなった日、または相続の開始を知ったときか

ら3か月以内に行わなくてはなりません。被相続人の夫が亡くなってから実際に相続の手続きを行い始めたのは死後7か月以上過ぎていました。相続人から、相続放棄できないのではないかと確認がありました。しかし、夫のきょうだい自身が相続人であると知ったのは、弊社からの連絡を受けたときが「相続人が相続開始を知った日」となり、家庭裁判所に申述書が受理されました。

(5) 相続放棄申述受理後の相続手続き

相続放棄をすると、家庭裁判所に「相続放棄受理証明書」の申請を行い取得する必要があります。相続放棄受理証明書は、相続放棄をした事実を証明するための書類です。

相続人の中に相続放棄をした人がいると、不動産相続登記の際に、相続放棄の受理証明書と登記申請書類とともに法務局へ提出することとなります。また、銀行の預貯金の解約の際にも、受理証明書の提出を求められるため、取得が必要となります。

4 むすび

この事例は、被相続人である夫が、遺言書を作成していなかったことが一番の問題でした。子どものいない夫婦は、お互いを守るために、遺言書の作成は必須です。遺言書があった場合、夫のきょうだいと遺産分割協議をする必要もなく、きょうだいには遺留分がないため遺留分の侵害もありません。

二つ目の問題としては、コロナ禍の中、相談者が入院から施設入所をしたために相続人のきょうだいになか

なか連絡ができず手続きが進まなかったこと、そして、コンサルタントを中心とした土業を含む関係者の面会がしにくかったことで、手続きに時間を要したことです。また、夫の預貯金口座が相続発生後凍結され、相続手続きをしないと相談者の老後の生活に支障をきたす恐れがありました。

今回のケースは、連絡が取れず疎遠と聞いていた夫のきょうだいが、相談者のことを思い早く手続きをしてあげたい、そして夫婦で築いた財産だから相談者が取得したらいい、と協力的だったことが幸いしました。

無事に手続きができ、相談者のほっとした顔が印象的でした。

子どものいない夫婦は、お互いを守る生前対策が必要です。

😊笑顔相続のポイント

最近、相談が多い子どもがいない夫婦の相続です。特に高齢者の夫婦の場合には、配偶者が認知症になっていたり、認知症になっているきょうだいがいて、そもそも遺産分割協議ができなかったり、亡くなっているきょうだいがいて代襲相続人も含めると相続人の人数が10人を超えてしまい、遺産分割協議をまとめることがとても難しいケースが散見されます。そして、このようなケースは、予想もつかないほど時間とお金がかかります。

まとめる前にきょうだいの誰かが亡くなってしまう、相続人が変わるといふケースも少なくありません。子どもがいない相続は、被相続人の親やきょうだい、甥姪がかかわる可能性がとても高いので、遺産分割をしなくても相続手続きが進められるように、遺言書を作成し、さらに遺言執行者を定めて、肅々と名義変更などの手続きが進められるように準備をしておきましょう。